

＜Ｑ＆Ａ お問い合わせの多いご質問から＞

- Ｑ１ デイサービスの送迎の時間までに除雪してもらいたいのですが。
Ａ１ 利用者による除雪の時間指定はできません。除雪の時間はお昼の１２時頃までとなりますが、大雪等の場合は、遅れることもあります。
- Ｑ２ 道路に面した車庫前も除雪してもらいたいのですが。
Ａ２ 除雪は道路に面した出入口部分および玄関先までの通路部分の１カ所だけになります。車庫前やロードヒーティング使用部分は除きます。
- Ｑ３ 朝に除雪してもらったのですが、雪が降り続いてまた積もってしまいました。
Ａ３ 除雪は１日１回となっています。複数回は対応しておりません。
- Ｑ４ 雪が降っているのに、除雪されています。
Ａ４ 除雪は、雪が降るたびに行うものではありません。生活道路の新雪除雪のため、札幌市の除雪車が入った日の作業終了後から実施します。
- Ｑ５ 地域協力が早く来てくれないので、先に自分や近くに住む子どもが除雪している。
Ａ５ 福祉除雪事業は「自力で除雪することが困難と認められる世帯」が対象となります。ご自分で除雪可能な場合や、自宅から約５００メートルの範囲に除雪を援助できる子または子の配偶者がいる場合は、利用対象外となります。
- Ｑ６ 冬は施設に入所することになった。時々自宅に戻るので、除雪はしてもらいたい。
Ａ６ 入院中・施設入所等による留守宅を除雪することは、当事業の趣旨とは異なりますので、利用対象外となります。
- Ｑ７ 申込期間を忘れていた。締め切り日は過ぎたが、受け付けてもらいたい。
Ａ７ 申込期間を過ぎてからのお申し込みは、原則受け付けておりませんが、次の内容に当てはまると思われる場合は、お早めにお住まいの区の社会福祉協議会にご相談ください。
①申込期間中は、入院等により不在だった。②申込期間後に、転入・転居した。③申込期間後に、病気・怪我等により身体状況が変わった。④申込期間後に、家族構成が変わった（除雪の担い手の子などが転居した等）。※いずれも診断書・障がい者手帳・療育手帳等による判断となります。

福祉除雪“地域協力員”の募集

- ☆パンフレット掲載の「除雪内容」で活動が可能であれば、性別や年齢は問いません。個人、ボランティア団体、NPO、福祉施設、学校、企業、どなたでも参加いただけます。
- ☆地区によっては、町内会や福祉のまち推進センターでも地域協力員の調整を行っており、地域協力員の登録者にも関係者から直接連絡をさせていただく場合があります。
- ☆一つの世帯をお仲間など複数の方で除雪していただくことも可能です。
- ☆１シーズンを通じて協力いただいた方には、活動終了後、**１世帯につき23,000円**の協力員活動費をお支払いいたします。なお、利用世帯に途中解約があった場合は、月割りで活動費を算出いたします。
- ☆地域協力員は通年で募集しておりますが、不足している状況です。皆さまのご協力をお願いいたします。詳細については、区の社会福祉協議会までお問い合わせください。



▲登録はこちら

＜お問い合わせ先＞

お申し込みや実施内容等については、お住まいの区の社会福祉協議会または区役所の保健福祉課（地域福祉係）までお問い合わせ下さい。

居住区	窓 口	電 話	居住区	窓 口	電 話
中央区	中央区社会福祉協議会 中央区役所 保健福祉課	2 8 1 - 6 1 1 3 2 0 5 - 3 3 0 1	豊平区	豊平区社会福祉協議会 豊平区役所 保健福祉課	8 1 5 - 2 9 4 0 8 2 2 - 2 4 5 1
北区	北区社会福祉協議会 北区役所 保健福祉課	7 5 7 - 2 4 8 2 7 5 7 - 2 4 7 0	清田区	清田区社会福祉協議会 清田区役所 保健福祉課	8 8 9 - 2 4 9 1 8 8 9 - 2 0 3 4
東区	東区社会福祉協議会 東区役所 保健福祉課	7 4 1 - 6 4 4 0 7 4 1 - 2 4 5 9	南区	南区社会福祉協議会 南区役所 保健福祉課	5 8 2 - 2 4 1 5 5 8 2 - 4 7 3 4
白石区	白石区社会福祉協議会 白石区役所 保健福祉課	8 6 1 - 3 7 0 0 8 6 1 - 2 4 4 3	西区	西区社会福祉協議会 西区役所 保健福祉課	6 4 1 - 6 9 9 6 6 4 1 - 6 9 4 2
厚別区	厚別区社会福祉協議会 厚別区役所 保健福祉課	8 9 5 - 2 4 8 3 8 9 5 - 2 4 7 1	手稲区	手稲区社会福祉協議会 手稲区役所 保健福祉課	6 8 1 - 2 6 4 4 6 8 1 - 2 4 7 8

令和 8 年度より利用対象世帯の要件が変わります

令和 8 年度

福祉除雪事業のご案内

お申込期間：令和8年8月12日（水）～9月14日（月）



出入口は
概ね幅 1.5 m

敷地内は歩行に
支障のない通路幅
(概ね 80cm)

除雪は道路に面した
住宅の出入口と玄関
先までの通路(敷地内)

除雪の実施時間は、生活道路の新雪除雪のために市の除雪車が入った後からお昼の１２時まで（１日１回、時間指定不可）

福祉除雪事業は、自力で除雪することが困難な高齢の方や障がいのある方のお宅の通路確保のため、地域協力が除雪する事業です。除雪する範囲は、生活道路の新雪除雪で市の除雪車が雪を寄せていく家の出入口部分と、出入口から玄関先まで（敷地内）の通路部分です。

地域協力員は、ご近所の方々をはじめ、企業・団体など幅広い市民の皆さんで、地域の支え合いとしてご協力いただいています。

福祉除雪事業の利用対象世帯の要件や申込方法などは、こちらのパンフレット中に記載しております。**令和8年度より、利用対象世帯の要件が変わっております**ので、よくご確認の上、お申し込みください。

また、福祉除雪地域協力員も募集していますので、ご希望の方は裏表紙をご覧ください。

札幌市社会福祉協議会
札 幌 市

● 除雪の内容

- (1) 除雪は、生活道路の新雪除雪のため、札幌市の除雪車が入った日に**１日１回**実施します。**降雪のたびに実施するものではありません。**
- (2) 道路に面した出入口は幅 1.5 m 程度、出入口から玄関先まで（敷地内）の通路部分は歩行に支障のないよう幅 80 cm 程度で除雪します。
道路に面した出入口口付近の除雪は**１カ所のみ**とし、車庫前およびロードヒーティング使用部分は除きます。
排雪は行いません。通路部分で除雪した雪は、敷地内に堆積します。
また、歩道除雪路線については、歩道と車道の間は除雪しません。
- (3) 実施時期は**令和8年12月1日（火）～令和9年3月20日（土）**です。
- (4) 除雪作業は、**利用者から時間指定できません**。実施時間は除雪車による道路除雪の作業終了後からお昼の１２時頃までとし、大雪等やむを得ない場合には、実施が遅れることがあります。
- (5) 敷地内の通路部分が著しく長い場合、除雪内容（範囲や時間帯等）についてご相談させていただく場合がありますので、予めご了承願います。

● 利用対象世帯

令和7年度（2025年度）に福祉除雪を利用し、利用要件に変更がない世帯の方は引き続きご利用が可能です

下記の３つの項目にすべて該当する世帯が利用対象世帯となります。

- 道路に面している一戸建ての住宅に住んでいる世帯（入院中・施設入所中の方は対象外）
- 約５００メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住していない世帯
- 世帯員全員が以下の条件の(1)から(5)のいずれかに該当し、**自力で除雪することが困難と認められる世帯**。（二世帯住宅等の形式で道路に面した出入口部分を共有している場合は、それらをひとつの世帯とみなします。）
または、**令和7年度（2025年度）に福祉除雪を利用し、利用要件に変動がない世帯**

- (1) **要介護１以上、または重度（１・２級）の身体障がいのある方**
(2) **要支援１・２で、介護保険サービスを継続して利用している方**
(3) **介護予防・生活支援サービス事業の対象者※で、介護保険サービスを継続して利用している方**
(4) **(1)に該当する方を専ら介護し除雪することが困難と認められる70歳以上の方**
(5) 札幌市社会福祉協議会が特に認めた方

※要介護（要支援）認定は受けていないが、札幌市介護予防・日常生活支援総合事業を利用されている方。

（市社会福祉協議会が特に認める世帯と考えられる例）

- 重度の知的障がいのある方または精神障がいのある方だけで構成されている世帯
 - 中度（３・４級）の肢体不自由または内部障がいのある方だけで構成されている世帯
 - 重度の身体障がいのある方と病弱の方だけで構成されている世帯
 - 重度の身体障がいのある方と学齢児童以下の方だけで構成されている世帯
 - 子の扶養に入っているが、子とは別居で、実態として上記(1)～(4)の項目に当てはまる世帯
 - 上記(1)～(4)の項目に当てはまる方のほかに専ら除雪を担当している方が、骨折や病気等で一時的に除雪ができないと認められる世帯
 - 約５００メートル以内に子や子の配偶者がいても、その子等が怪我や病気等で除雪ができないと認められる世帯
- ※いずれも診断書・障害者手帳・療育手帳等による判断となります。

● 負担金のお支払い

下記の世帯区分により利用者負担金（一冬あたり）がかかります。

- 市民税非課税世帯 **5,000円**
- 市民税課税世帯 **10,000円**
- 生活保護世帯 **無 料**

※活動期間中（１２月１日～翌年３月２０日）に解約された場合は、除雪活動の有無にかかわらず解約の申し出のあった月を含めた月割りで負担金が発生します。

● 利用のお申込み

- 申込先
○ お住まいの区の社会福祉協議会 ○ お住まいの区の区役所の保健福祉課
○ お住まいの地区のまちづくりセンター
利用申込書に必要事項を記入のうえ、上記のいずれかの場所にお申し込みください。
- 申込期間 **令和8年8月12日（水）～9月14日（月）**
○ 利用の適否や地域協力員の調整に時間を要しますので、期間内での早めの申込みにご協力をお願いいたします。
○ **申込期限を過ぎてからのお申し込みは、原則受け付けておりませんが**、相当な理由があり申込期間中に申込みできなかった場合（申込期間中に入院中であつたり、申込期間後の転入や転居、世帯構成・身体状況に変化があった場合等）には、お早めにお住まいの区の社会福祉協議会にご相談ください。なお、調整等に時間を要するため、除雪開始時期が遅れることもあります。
※地域協力員が見つからない場合は、追加申込みをお断りさせていただくこともございますので、予めご了承ください。

● 決定等の通知

上記申込期間内に申込みいただいた場合は、11月中旬頃に決定または非該当の通知をいたします。

決定等にあたり自力で除雪ができるかどうかの確認や近隣に居住している子等の有無について、民生委員・児童委員または区社会福祉協議会職員等が確認にうかがう場合もありますので、ご了解願います。

なお、お住まいの地域において地域協力員の調整が困難な場合は、お申込みされてもご利用いただけない場合がございます。

● 福祉除雪事業における個人情報の利用目的

お申込みの際にご提供いただいた個人情報は、以下の目的のために利用いたします。

- ・事業の実施可否に関する調査（自己負担額の決定含む）
- ・福祉除雪の提供および管理
- ・地域協力員の調整ならびに事業実施に係る関係機関との連携（行政、民生委員・児童委員、町内会、福祉のまち推進センター、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所等）
- ・地域協力員への担当世帯の通知
- ・ボランティア保険に関する保険会社への相談または届出
- ・事業の維持・改善に必要な機材・資料の作成および調査

なお、上記利用目的以外に、個人情報を利用することはございません。